

滋賀県における 緊急事態措置

区域：県内全域

期間：8月27日～9月12日

あなたと大切な人の命を
守るために！

～ゼロ密を目指そう！～

1. 不要不急の外出自粛の徹底
2. 催物（イベント等）の開催制限
3. 施設への休業要請等
 - 3-1 飲食店等に対する休業等
 - 3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等
 - 3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先
4. 事業者の皆さまへのお願い
5. 公共交通機関への協力依頼
6. 大学等へのお願い
7. 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応
8. 県立施設の対応等

1 不要不急の外出自粛の徹底

(特措法第45条第1項、第24条第9項に基づく要請)

県民の皆さまへのお願い！

• 外出は控えて（特に20時以降は徹底）

※ 通院、生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く

- 外出する場合は機会の半減を
- 極力家族やいつも一緒にいる仲間と少人数で
- 買い物の回数や人数を最低限に
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業等の要請に応じていない飲食店等の利用は控えて
- 路上、公園等における集団での飲酒は控えて
- 都道府県間の移動の自粛

県外の皆さまへのお願い！

• 滋賀県への不要不急の来県は控えて（特措法第24条第9項）

基本的な感染対策を徹底（特措法第24条第9項）

- 手洗い、マスクの着用
- 家庭・職場での感染対策を徹底
- 少しでも症状がある場合、早めに受診を

2 催物（イベント等）の開催制限

（特措法第24条第9項に基づく要請）

○開催する場合は、下記の目安で実施してください

期 間：8月27日(金)0時～9月12日(日)24時

※8月28日までにチケットの販売が開始されたものには下記の目安を適用しない。ただし、8月29日から、下記の目安を満たさないチケットの新規販売の停止をお願いします。

収容率

50%以下

かつ

人数上限

5,000人

開催時間

21時まで

○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談について

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

○電話番号:077-528-1344

○開設時間:9:00～17:00(平日のみ)

3-1 飲食店等に対する休業等

(特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

- 飲食店等を営む皆さまに対し、以下の内容により要請します。

【要請内容】

(第45条第2項、第24条第9項)

- ① 対象期間 令和3年8月27日 0時～令和3年9月12日 24時
- ② 対象施設・要請内容 以下のとおり

施設の種類		要請内容	
飲食店等	【飲食店】 飲食店(居酒屋を含む。)、 喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く。)	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業
	【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ等※1で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から20時まで)
	【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)		
	【結婚式場】		

※ 結婚式場は、できるだけ短時間(1.5時間以内)で、なるべく(50人または収容定員の50%のいずれか小さいほう)での開催をお願いします。

- ③ 営業に際しての要請内容

要請内容

(特措法第45条第2項に基づく要請)

- 従業員に対する検査を受けることの勧奨
- 入場者の整理および誘導
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 施設の消毒、換気
- マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知
- アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策

(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 「もしサポ滋賀」の登録およびQRコードの読み取りの呼びかけ
- 感染予防対策実施宣言書の掲示
- 業種別ガイドラインの遵守 (最新の業種別ガイドラインの確認を)

※ インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持ち込み含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いします。

3-2 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

① 営業時間短縮等

- 以下の施設の皆さまに対し、以下の内容により要請等を行います。

【要請内容】

1. 対象期間 令和3年8月27日 0時 ~ 令和3年9月12日 24時
2. 対象施設・要請内容 以下のとおり

(1) 商業施設等

施設の種類	内訳	内容	
		1,000㎡超	1,000㎡以下
商業施設(第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く)	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮 20時まで 	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮 20時まで
遊技施設(第9号)(※2)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター など	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 ● 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。 ● 酒類提供等の自粛(※1)
遊興施設(第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など		
サービス業を営む施設(第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、第45条第2項に基づく要請の対象となる。

(2) イベント関連施設

施設の種類	内訳	1,000㎡超	1,000㎡以下
劇場、映画館等(第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ● 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) ● 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> ● 21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20時までの営業時間短縮) ● 酒類提供等の自粛(※1) ※オンライン配信の場合は時間短縮不要
集会・展示施設等(第5号)	集会場、公会堂 など		
展示施設等(第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など		
ホテル・旅館(第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> ● 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) ● 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> ● 20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) ● 酒類提供等の自粛(※1) ※オンライン配信の場合は時間短縮不要
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など		
博物館等(第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など		

▶ イベント開催時は、人数上限等の要件の遵守を要請する。

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

(3) その他の施設

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等(要請内容の詳細は、下記6のとおり) 感染防止対策の徹底
集会施設等(第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) 酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等(第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) <ul style="list-style-type: none"> 感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	<ul style="list-style-type: none"> 店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾など	(法に基づかない協力の呼びかけ) <ul style="list-style-type: none"> オンラインの活用等

※1 インターネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は営業時間短縮要請の対象外であるが、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛の協力をお願いする。

② 入場者の整理等

(特措法第45条第2項)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第24条第9項)

- 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡超)の管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- 感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- 発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- 商業施設(第7号)(1,000㎡以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- 商業施設(第7号)以外の施設(1,000㎡以下)の施設管理者等(上記①(1)(2)に限る)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

③ 業種別ガイドライン

(特措法第24条第9項)

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
(最新の業種別ガイドラインの確認を)

3-3 営業時間短縮要請等の問い合わせ先

「滋賀県営業時間短縮要請コールセンター」

- 開設時間:平日 9時~17時
- 電話番号:077-528-1341

4 事業者の皆さまへのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

テレワーク・時差出勤等の徹底

- 「出勤者数の7割削減」を目指す
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- 職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

5 公共交通機関への協力依頼

(基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

6 大学等へのお願い

(特措法24条第9項に基づく要請)

大学等に対しては、以下の対応を要請します。

1. 授業の実施方法

- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避

2. 感染防止策の徹底

- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底

3. 感染リスクの高い活動の自粛

- 学生に対し、以下の行動の自粛徹底を呼びかけ
 - ・ クラスター発生のリスクがある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動
 - ・ 多人数が接触する活動および前後の会食
 - ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会

7 県立中学校、高等学校、特別支援学校の対応

県立学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」※における地域の感染レベルをレベル2からレベル3に引き上げ、以下の対応を行う。

※文部科学省の衛生管理マニュアルを踏まえ、県教育委員会が定めた学校の行動基準

県立学校等の感染対策のポイント

- 修学旅行は発令期間中に出発する旅行は延期
- 部活動は実施しない
 - ・ただし、全国・近畿大会等の公式大会への参加は可能とし、同大会に向けた練習については感染症対策を徹底して実施可能とする
- 学園祭・体育祭は準備行為を含め、延期または中止
- 登校等は各学校の実態を踏まえ、公共交通機関が混雑する時間帯を避けて登下校ができるよう授業時間帯の変更や短縮授業の実施も可能とする
- びわ湖フローティングスクールは延期

※ 市町教育委員会に対して、上記内容を参考送付

8 県立施設の対応等

	内容	時期
●	県立施設については、休館または開館時間を短縮(詳細は別紙1)	(8/8~9/12)
●	湖岸緑地等の駐車場の閉鎖	(8/7~9/12)
●	「今こそ滋賀を旅しよう！」	<ul style="list-style-type: none"> 新規販売を一時停止(8/5~) 緊急事態宣言中の新規予約は停止
●	スポーツサイクルレンタル助成事業	新規受付を一時停止(8/5~)
●	GoToEat ※事業者には、早期の認証取得を要請	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き新規発行の一時停止 購入済の食事券等の利用もお控えください。

主な県立施設の状況

【令和3年8月26日更新】

別紙1

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
県民交流センター	大津市におの浜1-1-20	077-527-3315	全館	9:00~21:00※注1 収容率50%以内	8月27日~9月12日	収容率の変更
びわ湖ホール	大津市打出浜15-1	077-523-7133	全館	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
文化産業交流会館	米原市下多良2丁目137	0749-52-5111	イベントホール、小劇場、練習室、会議室	9:00~21:00※注2 収容率50%以内	8月27日~9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
希望が丘文化公園	蒲生郡竜王町薬師1178	077-586-2111	芝生ランド等の広場および駐車場以外の施設	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
美術館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-543-2111	全館	展示入替のため 休館中	8月23日~9月17日	
安土城考古博物館	近江八幡市安土町下豊浦6678	0748-46-2424	全館	入館者 1部屋50人以内	8月27日~9月12日	入館者数の制限
長浜バイオ大学ドーム(長浜ドーム)	長浜市田村町1320	0749-64-0808	全館	休館	8月27日~9月12日	
ウカルちゃんアリーナ(県立体育館)	大津市におの浜4-2-12	077-524-0221	全館	休館	8月27日~9月12日	
栗東体育館	栗東市上鈎514	077-551-1030	全館	休館	8月27日~9月12日	
武道館	大津市におの浜4-2-15	077-521-8311	全館	休館	8月27日~9月12日	
スポーツ会館	大津市御陵町4-1	077-522-0301	全館	休館	8月27日~9月12日	
アイスアリーナ	大津市瀬田大江町17-3	077-547-5566	全館	休館	8月27日~9月12日	
オセアンBCスタジアム彦根(彦根総合運動場野球場)	彦根市松原町3028	0749-23-4911	全館	休館	8月27日~9月12日	
関西みらいローイングセンター(琵琶湖漕艇場)	大津市玉野浦6-1	077-545-2165	全館	休館	8月27日~9月12日	
ライフル射撃場	大津市大石東町鉦峠	077-546-0983	全館	休館	8月27日~9月12日	
OSPホッケースタジアム(伊吹運動場)	米原市春照105	0749-58-0105	全館	休館	8月27日~9月12日	
柳が崎ヨットハーバー	大津市柳が崎1-2	077-527-1141	全館	休館	8月27日~9月12日	
琵琶湖博物館	草津市下物町1091	077-568-4811	全館	休館	8月27日~9月12日	
矢橋帰帆島公園	草津市矢橋町字帰帆2108	077-567-1969	駐車場、バーベキュー・キャンプ、屋外スポーツ施設	閉鎖、利用休止	8月7日~9月12日	
苗鹿公園	大津市苗鹿三丁目1番1号	077-579-4816	駐車場、テニスコート	閉鎖、利用休止	8月27日~9月12日	
淡海環境プラザ	草津市矢橋町字帰帆2108	077-569-5306	全館	休館	8月27日~9月12日	
近江富士花緑公園	野洲市三上519	077-586-1930	宿泊施設、バーベキュー場	利用休止	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限
平和祈念館	東近江市下中野町431	0749-46-0300	全館	休館	8月27日~9月12日	
障害者福祉センター	草津市笠山8丁目5-130	077-564-7327	(1)スポーツ施設 (2)会議室	(1)利用休止 (2)9:30~17:00 (会議利用のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限 開館時間の短縮
視覚障害者センター	彦根市松原1丁目12-17	0749-22-7901	点字図書館	来館利用の制限 (電話・メール対応のみ)	8月27日~9月12日	一部施設の利用制限

施設名	所在地	電話番号	影響する施設	状況	期間	備考
びわ湖こどもの国	高島市安曇川町北船木2981	0740-34-1392	虹の家(宿泊利用)キャンプ場	利用休止	8月28日～9月12日	駐車場、芝生広場、虹の家(宿泊除く)は利用可能
動物保護管理センター	湖南市岩根136-98	0748-75-1911	啓発施設	利用休止	8月27日～9月12日	譲渡前講習会は事前予約制に制限
男女共同参画センター	近江八幡市鷹飼町80-4	0748-37-3751	全館	9:00～20:00 収容率50%以内	8月8日～9月12日	開館時間の短縮 収容率の変更
陶芸の森	甲賀市信楽町勅旨2188-7	0748-83-0909	陶芸館	入館者50人以内	8月27日～9月5日	陶芸館の展示は9/5まで
畜産技術振興センター	蒲生郡日野町山本695	0748-52-1221	ふれあい広場	閉鎖、利用休止	8月27日～9月12日	
醒井養鱒場	米原市上丹生	0749-54-0301	全域	休場	8月27日～9月12日	
琵琶湖岸の県営都市公園(湖岸緑地)・自然公園園地		077-528-4281 077-528-3481	駐車場、バーベキュー・キャンプ	閉鎖、利用休止	8月7日～9月12日	
奥びわスポーツの森	長浜市早崎町1667	0749-72-2548	多目的運動広場 テニスコート グラウンドゴルフ場 会議室	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
びわこ文化公園	大津市瀬田南大萱1740-1	077-543-5831	集会室 茶室夕照庵	利用休止	8月27日～9月12日	一部施設の利用制限
長浜バイオ大学ドーム宿泊研修館(長浜ドーム宿泊研修館)	長浜市田村町1411-1	0749-64-2880	全館	原則開館 ただし、個人利用は一部制限あり	当面の間	
図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	077-548-9691	全館	通常どおり (混雑状況により、入館制限をする可能性あり)	8月27日～9月12日	・短時間(30分以内)利用の呼びかけ ・座席の削減
琵琶湖モーターボート競走場	大津市茶が崎1-1	077-522-1122	外向発売所(レイクルびわこ)	8:00～20:00	8月8日～9月12日	開館時間の短縮

※注1 イベント開催がない場合は19時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※注2 イベント開催がない場合は20時までです。詳細につきましては、各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 上記に記載のない県施設は、感染防止対策を講じた上で原則開館しておりますが、詳細につきましては各施設のホームページ等をご確認ください。

※ 休館や営業時間の短縮等の期間は、今後の状況等を踏まえて変更する場合があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等について

令和3年(2021年)8月26日
滋賀県新型コロナウイルス
感染症対策本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記のとおり協力の要請等を行う。

記

1 感染対策の徹底 (特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・ 基本的な感染対策の徹底(手洗い、マスクの着用など)
- ・ 家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用
- ・ 感染者が多数確認されている地域などではより注意して行動
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用

2 施設・事業所における感染防止策の徹底 (特措法第45条第2項、 第24条第9項に基づく要請)

- ・ 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の徹底(出勤者数7割削減目標)
- ・ 会議や商談時の感染対策の徹底
- ・ 商業施設では、入場者の整理(入場制限を含む。)など、混雑回避の取組を
- ・ 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等の実施」など、混雑回避の取組を

3 外出について (特措法第 45 条第 1 項、第 24 条第 9 項に基づく要請)

- (1) 対象地域 滋賀県全域
- (2) 対象期間 令和3年8月27日0時から9月12日24時まで
- (3) 要請内容
 - ・ 不要不急の外出・移動自粛の徹底(特に、20時以降は徹底)(生活や健康の維持に必要な場合は除く)
 - ・ 極力家族や、普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動
 - ・ 買い物の回数や人数を最低限にする
 - ・ 混雑する場所への外出機会を半減させる
 - ・ 営業時間の短縮を要請している時間以降、飲食店等の利用を厳に控える
 - ・ 休業要請または営業時間の短縮要請に応じていない飲食店等の利用も厳に控える
 - ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用も厳に控える

4 イベント開催について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

(1) イベントを開催する場合は以下の目安で開催

- ① 対象地域 滋賀県全域
- ② 開催時間 21時まで
- ③ 対象期間 令和3年8月27日0時から9月12日24時まで(※1)
- ④ 人数上限・収容率

<基本的な考え方>

必要な感染防止策を担保した場合には、収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)とする(※2)。

収容率の目安	人数上限の目安
50%以内	5,000人

※1 8月28日までに販売されたチケットは、上記の目安を満たさずとも、キャンセル不要とする。ただし、8月29日以降、上記の開催目安を満たさないチケットの新規販売を停止すること。8月29日以降に販売開始されるチケットは、上記の開催目安を満たすこと。

※2 収容定員がない場合は、十分な人と人との距離(1m)が確保できる人数

(2) 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談

【滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター】

- 電話番号:077-528-1344
- 開設時間:9:00~17:00(平日のみ)

5 休業要請等について (特措法第45条第2項、第24条第9項に基づく要請)

<営業時間短縮等に関する要請内容>

(1) 飲食店等に対する営業時間短縮

飲食店の皆さまに対し、以下の内容により営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月27日0時から9月12日24時まで
- ② 対象区域 滋賀県全域
- ③ 対象施設

対象施設	
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等 (宅配、テイクアウトサービスは除く。)
遊興施設	接待(※)を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ここでの接待とは飲食店の接待従事者等によるものを意味する。
カラオケ	カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む。)
結婚式場	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場

④ 休業・営業時間短縮要請

休業・営業時間短縮	
酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)またはカラオケ設備提供をする場合	休業

酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)およびカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 (5時から 20 時まで)
---	-------------------------

⑤ 営業に際しての要請内容

内容
<p>(第 45 条第2項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ● 入場者の感染防止のための整理および誘導 ● 手指消毒設備の設置 ● 施設の消毒 ● マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知 ● 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む) ● 施設の換気 ● アクリル板等の設置または利用者の適切な距離の確保等飛沫防止等の対策 <p>(第 24 条第9項に基づく要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「もしサポ滋賀」の登録および QR コードの読み取りの呼びかけ ● 感染予防対策実施宣言書の掲示 ● 業種別ガイドラインの遵守

(2) 飲食店以外の施設に対する営業時間短縮等 (第 45 条第 2 項)
(第 24 条第 9 項)

以下の施設について、営業時間短縮を要請

【要請内容】

- ① 対象期間 令和3年8月27日0時から9月 12 日 24 時まで(※3は、8月 20 日から)
- ② 対象区域 滋賀県全域
- ③ 対象施設

(商業施設)

施設の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
遊技施設 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど	(特措法第24条第9項)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
遊興施設 (第11号) (※2)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	・20時までの営業時間短縮(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)	・20時までの営業時間短縮(生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除く。)
サービス業を営む施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	・上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1)	・酒類提供等の自粛(※1)
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など		

※1:酒類提供等の自粛:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)およびカラオケ設備使用自粛

※2:遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法45条第2項に基づく要請の対象となる。

(イベント関連施設)

施設の種類	内訳	1,000 m ² 超	1,000 m ² 以下
劇場、映画館等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	(特措法第24条第9項)	(法に基づかない協力の呼びかけ)
集会施設等 (第5号)	集会場、公会堂 など	・21時までの営業時間短縮(イベント開催以外の場合は、20	・21時までの営業時間短縮 (イベント開催以外の

展示施設等 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	時までの営業時間短縮) ・ 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	場合は、20 時までの営業時間短縮) ・ 酒類提供等の自粛(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
ホテル・旅館 (第8号)	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る。)		
運動施設、遊技施設(第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	(特措法第24条第9項) ・20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 上記に加え、酒類提供等の自粛(法に基づかない協力の呼びかけ)(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・20時までの営業時間短縮(イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮) 酒類提供等の自粛(※1) ※:オンライン配信の場合は時間短縮不要
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など		

➤ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。(第24条第9項)

※1:酒類提供等の実施:酒類提供(酒類の店内持ち込みを含む。)
およびカラオケ設備使用自粛

(その他の施設)

施設の種類	内訳	要請内容
学校、社会福祉施設 (第1号～第3号)	幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専修学校等、保育所、介護老人保健施設	(特措法第24条第9項) ・学校等において、感染リスクの高い活動等の制限 ・大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等 ・感染防止対策の徹底
集会施設等 (第5号)	葬祭場	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・酒類提供の自粛(酒類の店内持込含む。)
博物館等 (第10号)	図書館	(特措法第24条第9項) ・感染防止対策の徹底 (法に基づかない協力の呼びかけ) ・適切な入場整理
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶など(※1)	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・適切な入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)およびカラオケ設備の使用自粛
サービス業を営む施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など	
学習支援施設 (第13号)	自動車教習所、学習塾 など	(法に基づかない協力の呼びかけ) ・オンラインの活用等

<入場者の整理等に関する要請内容>

(特措法第 45 条第 2 項)

- ・商業施設(第7号)(1,000 m²超)の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」(以下「人数制限を含む入場者の整理等」という。)を行うこと。

(特措法第 24 条第 9 項)

- ・百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、特に「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設(第7号)以外の施設(1,000 m²超)の管理者等(上記(2)内の(その他の施設)を除く。)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。
- ・感染防止のための「人数制限を含む入場者の整理等の実施」の状況をホームページ等で広く周知すること。
- ・発熱その他の新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止

(法に基づかない協力の呼びかけ)

- ・商業施設(第7号)(1,000 m²以下)の管理者等は、「人数制限を含む入場者の整理等」を行うこと。
- ・商業施設(第7号)以外の施設(1,000 m²以下)の施設管理者等(上記(2)内の(その他の施設)を除く。)は、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を行うこと。

<業種別ガイドラインに関する要請内容>

(特措法第 24 条第 9 項)

- ・業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。(最新の業種別ガイドラインの確認を)

6 事業者への要請について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・テレワーク、時差出勤等の徹底
- ・「出勤者数の7割削減」を目指す
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- ・出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤により人との接触機会を低減する取組を推進
- ・職場に出勤する場合でも、会議はオンライン会議を推進

7 大学等への要請について (特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

- ・ 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため、オンラインの積極的な活用、またはクラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避
- ・ 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底
- ・ 発熱等の症状がある場合は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底
- ・ クラスタ発生リスクのある部活動(特に、合宿や他校との練習試合)および課外活動の自粛徹底
- ・ 多人数が接触する活動および前後の会食の自粛徹底
- ・ 旅行・帰省や、友人宅での飲み会の自粛徹底

8 公共交通機関への協力依頼について (基本的対処方針に基づく協力の呼びかけ)

- ・ JR、私鉄、バス等の交通事業者に対して、主要駅等における検温の実施等の協力を依頼

滋賀県における緊急事態措置 による事業者支援について

9. 飲食店等に対する協力金

10. 飲食店等以外に対する協力金

11. 酒類販売事業者に対する支援金

12. 事業継続支援金

13. 中小企業者の資金繰りに対する支援

9 - 1 飲食店等に対する協力金

●まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

対象区域	重点措置を講じる区域 (県内13市)	その他の区域 (県内6町)
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ 3万円/日～10万円/日	1店舗あたり売上高に応じ 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※) ※その他の区域の場合は、20万円または前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額	

※中小企業等については、早期給付を実施（8月16日～27日）
重点措置を講じる区域：36万円、その他の区域：30万円

9 - 2 飲食店等に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

対象区域	<u>緊急事態措置を講じる区域</u> <u>（県内全域）</u>
中小企業等	1店舗あたり売上高に応じ <u>4</u> 万円/日～10万円/日
大企業	1日あたりの売上高の減少額×0.4 (中小企業も選択可。上限20万円※)
<u>カラオケ店</u>	<u>食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店</u> <u>（売上高等に関わらず一律2万円）</u>

10-1 飲食店等以外に対する協力金

● まん延防止等重点措置（8月8日～8月26日、19日間）

■ 対象地域 重点措置を講じる区域（県内13市）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

10-2 飲食店等以外に対する協力金

● 緊急事態措置（8月27日～9月12日、17日間）

■ 対象地域 緊急事態措置を講じる区域（県内全域）

■ 支給額

商業施設等、
イベント関連施設
(1,000㎡超の施設)

商業施設等、イベント関連施設
のテナント、出店者

時短営業した面積
1,000㎡ごとに20万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

(10以上のテナントを所有している施設について
は、1店舗あたり2千円/日を追加支給)

時短営業した面積
100㎡ごとに2万円/日

×

短縮した時間/本来の営業時間

11 酒類販売事業者に対する支援金

対象月	8月および9月
対象者	酒類販売事業者
要件	<ul style="list-style-type: none">・ 県内に本社または本店があること。・ 国の月次支援金の給付決定を受けていること。・ まん延防止等重点措置の適用および緊急事態宣言による酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請・休業要請に応じた飲食店との取引があること。・ 月間売上額が前年（前々年）同月比で50%以上減少していること。
支給金額	<p>以下の①または②のいずれか小さい金額</p> <p>①ア 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>50%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限20万円/月</u>、個人事業主：<u>上限10万円/月</u></p> <p>イ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>70%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限40万円/月</u>、個人事業主：<u>上限20万円/月</u></p> <p>ウ 月間売上額が前年（前々年）同月比で<u>90%以上減少</u> 中小法人等：<u>上限60万円/月</u>、個人事業主：<u>上限30万円/月</u></p> <p>②売上減少額から月次支援金の給付額を控除した額</p>

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

12-1 事業継続支援金（第2期）

対象月	7 - 8月	
対象者	ア:国の「月次支援金」を2021年の7月～8月のいずれかの月で受給した県内中小企業等 イ:新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の7月～8月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは7月と8月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第3期）との併給可
※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

12-2 事業継続支援金（第3期）

対象月	9 - 10月	
対象者	・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年の9月～10月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少している県内中小企業もしくは9月と10月の売上の合計が30%以上減少した県内中小企業者等	
支給額	中小企業等	20万円
	個人事業主	10万円

※協力金、事業継続支援金（第1期・第2期）との併給可
※酒類販売事業者に対する支援金との併給可

13 中小企業者の資金繰りに対する支援

資金名	短期事業資金（コロナ枠）
資金用途	・商品の仕入れ、代金決済、従業員等の給与等に要する運転資金 ・ <u>国や県等が交付する補助金等が交付されるまでのつなぎ資金</u>
融資対象者	中小企業者（原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円である者に限る。）、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合
融資限度額	<u>1,000万円</u> （従来：1,500万円）
融資利率	年2.2% <u>以内</u> （従来：年2.2%）
融資期間	1年以内
信用保証	<u>必ず保証付き</u> （従来：必要に応じて保証） 保証料率年0% <u>（全額、県が補助）</u> （従来：保証料率年0.45%～1.9%）
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる

※従来の「短期事業資金（通常枠）」に、コロナ枠を追加

14 月次支援金（国）

要件		<ul style="list-style-type: none">・対象月の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること・2021年の月間売上が、2019年または2020年の同月比で50%以上減少
給付額		2019年または2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上
給付額 上限	中小法人等	上限20万円／月
	個人事業者等	上限10万円／月

※協力金との併給不可

※事業継続支援金（第1期・第2期・第3期）との併給可

※酒類販売事業者に対する支援金との併給可